

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（527）」

2. 日時：平成29年2月24日 14時00分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江寄安全審査官、岸野安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、安達係員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 部長 他17名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク担当 他2名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（耐震土木）他2名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から、以下の点について指摘を行った。

<第4条> 地震による損傷の防止について

- 波及的影響に係る検討フローにおける現地調査と机上検討の仕分けの考え方について、机上検討の対象となることを決定する上での判断基準をフローに反映させること。また、現場調査に阻害要因があり「U：調査不可」となる場合の机上検討の方法について説明すること。

<第5条、第40条> 津波による損傷の防止について コメント回答

- 津波の流向ベクトル図等を用いて漂流可能性を定性的に評価するとともに、水粒子の移動解析結果を踏まえ、漂流物が一様に大湊側に流され難いことを説明すること。
- 津波監視設備である水位計の検知によって取水槽水位低の警報が発報されることを明記して説明すること。

- 津波監視設備としての津波監視カメラの運用方針に沿った、当該カメラの津波監視運用フローとなるように記載事項を見直し説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 設計基準対象施設について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 津波による損傷の防止について